

第1回質問に対する回答（令和2年12月11日公表）の修正回答

No.	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答（修正前）	回答（修正後）
226	工事対象施設	第4	5			別紙3の⑦沈でん池（ブロック形成池含む）について、機械設備としてフロキュレータ、汚泥掻寄機等が撤去、新設（更新）となっています。R2.6.26に市HP公表の基本計画見直し検討書のp.38、39に記載の概算工事費（浄水施設範囲：約631億円）には含まれていないと思われませんが、本事業にこれらは含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針（案）別紙3工事対象施設⑦のとおり、フロキュレータ、汚泥掻寄機等は本工事において撤去、新設の対象となります。	フロキュレータ、汚泥掻寄機、集水渠、傾斜板、コンプレッサー（空気源設備）は本工事の対象外とし、別紙3工事対象施設を修正します。
229	工事対象施設の詳細	第4	5			現場見学会でご案内いただいた管理棟B2Fコンプレッサー室が工事対象施設（別紙3）に含まれていないので対象外と理解してよろしいでしょうか。	既存コンプレッサーは、撤去対象となります。 なお、詳細については、別途、要求水準書（案）に示します。	No.226の回答を参照してください。
243	工事対象施設	⑦				⑦沈でん池（ブロック形成池含む）の機械設備について、「採水ポンプ、配管、フロキュレータ、汚泥掻き寄せ機等」とありますが、傾斜板も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。	No.226の回答を参照してください。
244	工事対象施設	⑦				沈殿池の既設躯体は流用し、機械・電気設備を更新対象と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、集水渠の改良が含まれます。	No.226の回答を参照してください。
245	工事対象施設	⑦				沈でん池の機械設備として、採水ポンプ、配管、フロキュレータ、汚泥掻寄機等とありますが、沈降装置、集水トラフも撤去・新設の対象との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。	No.226の回答を参照してください。
246	別紙3 工事対象施設				⑦	⑦沈でん池の機械設備の新設及び撤去にフロキュレータ、汚泥掻寄機等の記載がございますが、令和2年6月26日公表の「令和2年3月の西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託検討書（基本計画報告書 概要版）（横浜市水道局、日水コン）」のP8では、No.4沈殿池では既設活用とあり、同P39表8-2事業費年度工事割③-5沈殿池の改造には機器の撤去・更新が含まれていない記載と読み取れます。今回事業に沈でん池の主要な機械設備（フロキュレータ、汚泥掻寄機等）の更新及び撤去は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。	No.226の回答を参照してください。
247	工事対象施設について				⑦	⑦機械設備（フロキュレータ、汚泥掻寄機） 沈でん池の機械設備（採水ポンプ、配管、風呂キュレータ、汚泥掻寄機等）が新設撤去に区分されていますが、令和2年6月26日付にて横浜市HPで公表された「西谷浄水場再整備事業基本計画見直し【概要版】におけるP8表2-2浄水処理主要施設一覧No4沈殿池 既設活用とする」と記載があるため、沈殿池の機械設備（フロキュレータ、汚泥掻寄機）は、今回事業に含まないという理解でよろしいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。	No.226の回答を参照してください。
248	工事対象施設 (沈でん池)	⑦				⑦沈でん池の機械設備の新設にフロキュレータ、汚泥掻寄機等の記載がありますが、別紙6-3の施設配置図の沈殿池該当部分に、工事完成後施設配置がなく、新設・更新とよみとれません。また、公表されている令和2年3月の西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託検討書（基本計画報告書 概要版）の8ページでは、沈でん池では既設活用とありますので、今回事業に沈でん池の主要な機械設備（フロキュレータ、汚泥掻寄機等）の更新は含まれない（既設活用）と考えてよろしいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。	No.226の回答を参照してください。
249	工事対象施設	別紙3 (P1)				⑦沈でん池(ブロック形成池)の備考欄にフロキュレータ、汚泥掻寄機等とありますが、本事業にこれら設備更新を含む沈でん池の大幅な改良は含まれないと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。	No.226の回答を参照してください。
250	工事対象施設					⑦沈殿池設備にフロキュレータ等の撤去・新設が記載されていますが、令和2年6月26日に貴市HPに公開された「西谷浄水場再整備事業基本計画の見直し（概要版）」ではそれらの記載はありません（p8、2.2.1項表2-2）。沈殿池機械の更新も今回事業範囲に含まれるでしょうか。	No.226の回答を参照してください。	No.226の回答を参照してください。
251	工事対象施設	別紙3 (P1)	別紙6-3 (P2)			別紙3 (P1)⑦ではフロキュレータ、汚泥掻寄機等も「新設と撤去に○」が記載されています。一方、別紙6-3 (P2)では、ブロック形成池、沈でん池は対象施設外と捉えられますが、フロキュレータ、汚泥掻寄機等の新設と撤去も本事業の含まないとの理解でよろしいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。	No.226の回答を参照してください。
258	工事対象施設					令和2年10月の説明会及び現場見学会において、管理棟B2Fに計装用の空気源設備（コンプレッサ4台、タンク2台及び付属機器）がありましたが、これらの機器が別紙3に記載が見当たりません。 これら機器の撤去及び新設有無についてご教示ください。	No.229の回答を参照してください。	No.226の回答を参照してください。
363	別紙6-3					別紙6-3において、沈殿池には着色（青囲い）がなされておられませんので、機械設備としてフロキュレータ、汚泥掻寄機等の撤去、新設は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	No.226の回答を参照してください。	No.226の回答を参照してください。